

## 共同口頭声明

### 第 51 会期人権理事会

#### 議題 3: 発展の権利を含む、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利をはじめとする すべての人権の促進と保護

#### 「人権のための世界プログラム・第 4 段階の実施に関する中間進捗報告書に関するコメント」

議長ありがとうございます。

私は、「人権教育・学習に関する NGO ワーキンググループ」を代表して発言します。

私たちは、「人権教育のための世界プログラム」の第 4 段階の実施に関する人権高等弁務官による中間進捗報告書<sup>1</sup>を歓迎します。

私たちは、17 の国連加盟国が人権高等弁務官事務所に情報提供したことを評価するとともに、2024 年までに他の加盟国も人権教育を実施するために有意義な行動をとり、人権高等弁務官事務所に報告書を提出することを強く奨励します。

特に、私たちは、いくつかの国が「人権教育を含む教育に、差別なくすべての子どもや若者がアクセスできるような特別な政策を採用していることを肯定的にとらえています<sup>2</sup>。さらに、いくつかの政府は、「市民社会<sup>3</sup>が実施しているノンフォーマルな教育を支援するとともに、人権および人権教育政策<sup>4</sup>を策定する際に若者を重要なパートナーに位置付けています」。

私たちは、これらの取り組みは、他の政府に対して、市民社会、とりわけ若い人権教育者を支援するよう鼓舞するものだと望んでいます。

私たちは、モニターと振り返りを強調する中間進捗報告書における結論と勧告を支持します。特に、「ノンフォーマルの人権教育は、特に排除され脆弱な立場にある若者のアクセスを拡張、有用性が証明されればあらゆる文脈で複製可能な新しい方法論を試すプラットフォームを提供することによって、重要な役割を果たし、フォーマル教育における人権学習を大きく補完している」という意見に賛同します。

最後に、私たちのワーキンググループは、若者のために、若者とともに、若者による人権教育の有意義な実施を引き続き提唱していくことを改めて表明したいと思います。

注

1. <https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/regular-sessions/session51/list-reports>
2. パラ 8
3. パラ 10
4. パラ 11